

議員提出第二十五号議案

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興を始めとして、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保するために地域の財政需要を的確に見積もる必要がある。また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成二十七年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向け、以下の対策を講ずるよう強く求める。

一 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方との十分な協議の下に決定すること。

二 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。

三 復興交付金については、国の関与の縮小、採択要件の緩和など、被災自治体が復興事業に、より柔軟に活用できるようにすること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成二十八年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保し、着実かつ速やかに震災からの復興が果たせるようにすること。

四 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

五 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、行政需要に対応する上で、市町村の貴重な財源であるため、現行制度を堅持すること。

六 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっており、ことから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

七 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講ずること。
右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年九月十八日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎昭明殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
経済産業大臣	小淵優子殿
内閣府担当大臣	菅義偉殿
経済再生担当大臣	甘利明殿